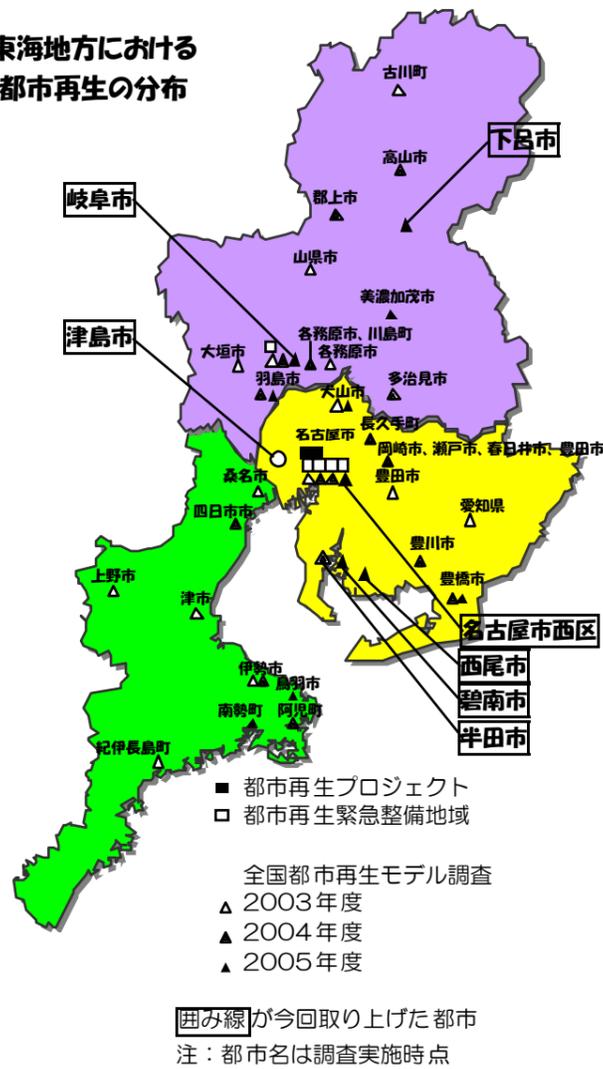


東海地方における  
都市再生の分布



# 特集 東海地方の都市再生

都市再生は、2001(H13)年5月、内閣に都市再生本部が発足して以来、わが国の構造改革の一環として進められてきている。当初は、東京、大阪、名古屋などの大都市を支援するものとして取り組みが進められてきたが、その後、地方都市の都市再生を支援するものとして2003(H15)年度より全国都市再生モデル調査がスタートし、各地で創意工夫をこらしたまちづくりが展開されている。そこで、今回は「東海地方の都市再生」をテーマとして、各地で行われているまちづくりを紹介したい。

## 都市再生の枠組み

国が進める都市再生は、構造改革の一環として、民間が持つ資金やノウハウなどの力を都市再生に活かして、新たな需要を喚起し、経済再生を目指すものとして、推進組織である都市再生本部は、小泉内閣誕生直後の二〇〇一年五月に発足した。

都市再生の枠組みは、大きく分けて三つあるが、そのうちの二つ、「都市再生プロジェクト」「民間都市開発投資促進」は、一九九〇年代以降の長引く経済の低迷の中で国際競争力を高めるために、東京、大阪をはじめとする大都市等の再生を目

## 都市再生に関する主な動き (2005.11 現在)

### <都市再生本部の活動>

- 2001.4 小泉内閣発足
- 2001.5 内閣に都市再生本部発足(閣議決定) ~第14回会合(2005.6)
- 2002.6 都市再生特別措置法施行

### <都市再生プロジェクト-大都市で国の省庁が総力を挙げて推進する取り組み>

- 2001.6 都市再生プロジェクトに対する基本的考え方(都市再生本部決定)



都市再生プロジェクト  
第9次指定までで19プロジェクトを決定

東海地方に関する内容  
第5次決定：国有地の戦略的な活用による都市拠点形成(名城・柳原地区(名古屋市))  
第9次決定：防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築  
→大都市等の魅力ある繁華街の再生(名古屋栄周辺等でのモデル的取り組みの展開)

### <民間都市開発投資の促進-緊急整備地域内における民間を中心とした都市開発事業の促進>

- 2001.8 民間都市開発投資促進のための緊急措置(都市再生本部決定)



都市再生緊急整備地域の指定  
第4次指定までで全国63地域

東海地方での指定状況  
第一次：名古屋駅東地域 約57ha  
第二次：名古屋駅周辺・伏見・栄地域 約348ha (第一次指定の名古屋駅東地域全域を含む)  
名古屋千種・鶴舞地域 約24ha  
名古屋臨海高速鉄道駅周辺地域 約56ha  
第三次：岐阜駅北・柳ヶ瀬通周辺地域 約30ha

### <全国の都市再生の推進-地域が「自ら考えて行動する」先導的な都市再生活動の支援>

- 2002.4 全国都市再生のための緊急措置 ~稚内から石垣まで~(都市再生本部決定)



全国都市再生モデル調査  
2003年度 171件(応募644件)  
東海地方14件(岐阜県5、愛知県4、三重県5)

2004年度 162件(応募566件)  
東海地方16件(岐阜県6、愛知県7、三重県3)

2005年度 156件(応募587件)  
東海地方11件(岐阜県4、愛知県5、三重県2)

的とした取り組みである。一つ目の「都市再生プロジェクト」は、内閣の統一方針に基づいて国の関係省庁が総力で取り組むものである。二つ目の「民間都市開発促進のための緊急措置」は、主に民間による都市開発事業を促進するため、都市再生緊急整備地域を指定して、地域内では都市計画に関する特例や国からの金融支援が行われる。名古屋でも、豊田・毎日ビル、牛島再開発ビル、三井ビル、サッポロビール工場跡地など、都市再生緊急整備地域内で大規模プロジェクトが行われている。

三つ目は、前記の大都市の都市再生から遅れて一年後に新たに付加されたもので、「稚内から石垣まで」、全国を対象に「身の回り」の生活の質の向上と「地域経済・社会」の活性化を図るための支援の仕組みである。これが「全国都市再生モデル調査」であり、二〇〇三年度以降三回実施されており、二〇〇五年度は百五十六件の提案が選定されている。応募団体は、地方自治体、NPO、まちづくり協議会等と様々である。モデル調査に選定されて調査を実施すると、次年度以降で本格的にまちづくりを推進するため、まちづくり交付金(下の枠組みを参照)などの支援の仕組みが用意されている。

## 都市再生の意義

都市再生基本方針(二〇〇二年七月閣議決定、二〇〇四年四月一部変更)によれば、「急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応して、その魅力と国際競争力を高めること」を都市再生の基本的な意義とし、さらに、「民間に存在する資金やノウハウなどの民間の力を引き出し、それを都市に振り向け、さらに新たな需要を喚起することから、経済再生の実現につながる」「土地の流動化を通じて不良債権問題の解消に寄与する」としている。

東海地方に目を向けると、多くの自治体の財政がますます厳しくなる中、官民が一体となって都市再生に取り組むことで、共通理解を持つことにつながることも、地域自らの提案を社会実験などの実践・検証を重ねることで、中心市街地の空洞化の解消など地域が抱える課題を解決に向かうことが期待される。

最後に、次ページ以降では、全国都市再生モデル調査を活用しているかどうかに関わらず、地域固有の文化に根ざした取り組みを行っている事例を取り上げた。

## 都市再生に類する制度

**まちづくり交付金(旧まちづくり総合支援事業)**  
2004年度に開始され、全国都市再生の推進を支援する事業として位置づけられている。市町村が都市再生整備計画を作成して国が認定するが、この整備計画の中には、道路、河川等の都市施設や再開発、区画整理などの市街地開発といったハード事業だけでなく、各種社会実験などソフト事業も盛り込むことができる。

## 地域再生

地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出など、様々な地域活力の再生を目指す視点から、地域が作成する計画を国が支援しているという制度。地方自治体が地域再生計画を作成し、国の地域再生本部(2003年10月設置)の認定を受ける。

## 構造改革特区

地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制当該地域において地域が自発的に構造改革を進める制度。